（様式第21号）秘

統計法に基づく基幹統計調査

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和８年度　学校基本調査

# 学校施設調査票（各種学校）

―令和８年５月１日現在―

| 都道府県番号 | 学校コード | |
|---|---|---|
| | | 7 |

施・各

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 学校の所在地 | 〒　（市区郡）　（町村）　（番地）<br>電話　（　　）　（　　） | 2 学校名 | 各種学校<br>分校 |
| 3 設置者本部の所在地（私立のみ） | 〒　（市区郡）　（町村）　（番地）<br>電話　（　　）　（　　） | 4 設置者名（私立のみ） | |

| | |
|---|---|
| 報告者氏名 | |
| 取扱者氏名 | |

| 学校の所在地の市町村番号 | 5 設置者別 | 6 本校分校別 |
|---|---|---|
| ※ 5010 | 1 国立<br>2 公立<br>3 私立<br>（該当する項の番号を記入する。） | 1 本校<br>2 分校<br>（該当する項の番号を記入する。） |

| 7 学校建物面積（一時使用，教職員住宅を除く。） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 設置者所有 | | | 借用 | 計 | 計の対前年度比較 |
| 木造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄骨造・その他 | | | 1 変化なし<br>2 増<br>3 減 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | （該当する項の番号を記入する。） |

| 8 学校土地面積 | | | |
|---|---|---|---|
| 設置者所有 | 借用 | 計 | 計の対前年度比較 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ | 1 変化なし<br>2 増<br>3 減<br>（該当する項の番号を記入する。） |

**調査票の提出方法**

1．電子調査票による提出の場合は，回答データの送信をもって調査票の提出となるため，紙の調査票の提出は必要ありません。
2．国立の学校の調査票は，作成した調査票の１部を**7月31日**までに文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付あてに提出してください。
3．公立及び私立の学校では，４部作成した調査票のうち３部を，都道府県知事の定める期日までに，都道府県知事の指定した方法により提出してください。

**調査票の作成**

1．この調査の対象は，国立，公立及び私立の各種学校とする。
2．国立学校にあっては，「**７学校建物面積**」は記入する必要はない。
3．この調査票は，各学校ごとに作成する。本校と分校（正規の手続を完了したもの。）は，それぞれ別に調査票を作成する。
4．２校以上で共同使用している施設は，原則として主として使用している学校の方に記入するが，はっきりしないときは，次の順序によって記入し，重複や脱落のないようにする。
（1）　昼間と夜間の学校間――昼間の学校にのみ記入する。
（2）　昼間の学校間（夜間の学校間でも同様）――毎週使用する時間数の多い学校にのみ記入する。
5．面積の単位は，平方メートルとする。**１平方メートル未満は四捨五入**する。

**記入上の注意**

5　設置者別　　**６本校分校別　該当する項の番号を左下の枡目に記入する。**
7　**学校建物面積「学校建物」**とは，学校用に建築又は改造した校舎，講堂，屋内運動場及び寄宿舎をいう。学校用に建築したものでなくとも，学校建物として使用するため，黒板をすえ付けるなど，必要な改造を行い，用途を恒久的に学校建物に変更したものは，学校建物とする。
**「建物面積」**とは，建物の各階の延面積をいう。(各階ごとの水平投影面積の合計)
**次のものは，建物面積に含める。**　イ．借用建物，ロ．貸付建物，ハ．現在使用していない遊休施設及び学校として使用していない施設，ニ．危険校舎等のうち，まだ廃棄処分をしていないもの。ロ，ハ及びニの場合の用途別は，当該建物の建てられた際の目的により記入する。
**次のものは，建物面積に含めない。**　イ．災害・増築等のため他の学校等を一時借受けているもの，ロ．仮設校舎（災害･新増築等のため仮設したもので，使用目的終了後直ちに取払われるもの)，ハ．建物に固着している部分〔①出窓（出窓の下の物入れ等が床面まであるものは除く。)・ひさし・ぬれ縁の類，②一本柱の類で支えられた屋根のみの部分，③腰壁で囲まれている非常階段又は壁で囲まれていない非常階段，④木造以外の建物で二階以上に設けられたバルコニー，⑤講堂・屋内運動場の主室内に設けられた幅２．０メートル未満（壁面からの突出し寸法）のギャラリーの類，⑥天井又は床下高２．０メートル未満の中二階の類，⑦建物の外部に固着した内部の高さ２．０メートル未満の部分〕，ニ．建物以外の工作物〔①自転車置場（校舎等の内部を利用して設けられたものを除く。)，②柱と屋根のある独立の建造物で腰壁で囲まれているか又は壁の全くないもの，③内部の高さが２．０メートル未満の独立した構造物，④屋外水泳プール（屋内プールは屋内運動場に含める。)，⑤腰壁で囲まれているか又は壁のない吹き抜けの渡り廊下〕
8　**学校土地面積「土地面積」**とは，土地の境界線内の水平投影面積をいう。

**記入後の確認事項**

（1）　「都道府県番号」,「学校コード」及び「５」,「６」の各欄は正しい番号が記入されているか。
（2）　面積の単位は，平方メートルで記入されているか。
（3）　「７」及び「８」の各欄は，内訳と計が一致しているか。
（4）　各欄の数字は　□□□□□　の中に１字ずつ，右側につめて正しく記入されているか。
（5）　前年度調査票の控と各面積を比較し，増減が適当なものであるか確認する。面積に顕著な増減のあったときは，「……を購入」,「……を処分」,「……を増築」,「移転」等理由を調査票の欄外に簡単に記述して提出することが望ましい。

見本

文部科学省